

改正	昭和四六年一〇月二五日条例第六二号	昭和五七年一二月二三日条例第三八号
	昭和五九年一二月一四日条例第三四号	昭和六〇年一二月二三日条例第三三号
	昭和六〇年一二月二三日条例第三六号	平成 四年 三月二六日条例第一六号
	平成 六年 三月二九日条例第八号	平成 七年一〇月一三日条例第五七号
	平成 八年一〇月一五日条例第三一号	平成一〇年一二月二二日条例第四七号
	平成一一年一〇月一九日条例第四二号	平成一三年一二月二一日条例第六二号
	平成一四年 三月二六日条例第一九号	平成一七年 二月二二日条例第二二号
	平成一七年 七月二二日条例第五六号	平成二一年 三月 六日条例第一九号
	平成二二年 九月二四日条例第四二号	平成二三年一二月二七日条例第四九号
	平成二七年一二月二五日条例第六九号	

千葉県青少年健全育成条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 優良興行及び優良図書等の推奨（第七条）

第三章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止（第八条—第二十三条の四）

第三章の二 インターネットの適切な利用のための環境の整備（第二十三条の五一—第二十三条の十一）

第四章 協議会への諮問（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条—第二十七条）

第六章 罰則（第二十八条—第三十条）

附則

第一章 総則

追加〔平成六年条例八号〕

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

（条例の解釈適用）

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。

（県民の責務）

第三条 すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

（県の任務）

第四条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行なうものとする。

一 青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助

二 青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備

三 地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保及び養成

四 公共的団体の行なう前各号に掲げる行為に対する指導及び援助

（市町村の協力）

第五条 市町村は、青少年の健全な育成を図るため、前条に掲げる県の行なう施策に協力するよう努めるものとする。

（定義）

第六条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- 二 興行 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せ、又は聞かせることをいう。
- 三 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- 四 特定玩具等 性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいう。
- 五 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 六 自動販売業者等 自動販売機等による図書等又は特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者をいう。
- 七 広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 八 電話異性紹介営業 専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この号において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- 九 利用カード 電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行されるものをいう。

全部改正〔平成六年条例八号〕、一部改正〔平成八年条例三一号・一三年六二号・一七年二二号・二一年一九号・二二年四二号・二三年四九号〕

## 第二章 優良興行及び優良図書等の推奨

追加〔平成六年条例八号〕

第七条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

全部改正〔平成六年条例八号〕

## 第三章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止

追加〔平成六年条例八号〕

（興行者等の自主規制）

第八条 興行を主催する者若しくは興行を主催する者の団体又は図書等を販売し、頒布し、交換し、若しくは貸し付けること若しくは読ませ、聞かせ、若しくは見せること（興行を除く。以下「販売等」という。）を業とする者若しくは図書等の販売等を業とする者の団体は、興行又は図書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、緊密な連絡のもとに、当該興行を青少年に観覧させ、又は当該図書等の青少年に対する販売等をしないように努めなければならない。

- 一 性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - 二 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、特定玩具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該特定玩具等の青少年に対する販売又は貸付けをしないように努めなければならない。
- 一 性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - 二 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

一部改正〔昭和五七年条例三八号・平成六年八号・八年三一号・二三年四九号〕

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第九条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

- 一 著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - 二 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をした後において必要があると認めるときは、当該有害興行を青少年に観覧させてはならないことを当該興行を主催する者又は当該興行を主催する者の団体に勧告することができる。
- 3 第一項の指定は、告示により行うものとする。

一部改正〔昭和五七年条例三八号・平成六年八号〕

(有害図書等の指定及び販売等の禁止)

第十条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。この場合において、同条第三項の規定を準用する。

- 2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害図書等とする。
- 一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号及び次号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの
  - 二 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が二十ページ以上あるもの。ただし、当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該書籍又は雑誌を除く。
  - 三 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
  - 四 カード、散らしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
  - 五 ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが連続して三分を超えるもの。この場合において、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声が続くときは、当該場面が連続するものとみなす。
  - 六 ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて三分を超えるもの。ただし、当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該ビデオテープ又はビデオディスクを除く。
- 3 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をしてはならない。

一部改正〔昭和五七年条例三八号・平成六年八号・八年三一号〕

(有害図書等の陳列の制限)

第十一条 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書等を他の図書等と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない。

- 2 知事は、有害図書等が前項の規定に違反して陳列されていると認めるときは、当該図書等の販売等を業とする者に対し、有害図書等の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

追加〔昭和五七年条例三八号〕、一部改正〔平成六年条例八号・八年三一号・一七年二二号〕

(有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止)

第十二条 知事は、特定玩具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、これを

青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具等を有害玩具等として指定することができる。この場合において、第九条第三項の規定を準用する。

- 一 著しく性的感情を刺激するもの
  - 二 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するもの
- 2 特定玩具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害玩具等とする。
- 一 下着の形状をした玩具
  - 二 着用した下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
  - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害玩具等の販売又は貸付けをしてはならない。
- 4 何人も、青少年に対し、有害玩具等を所持させないように努めなければならない。

追加〔平成六年条例八号〕、一部改正〔平成八年条例三一号・一七年二二二号・二三年四九号〕

(自動販売機管理者等の設置)

第十三条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとに、第十五条第二項の規定による有害図書等又は有害玩具等の撤去の措置を自ら直ちに執ることができない場合においては、当該自動販売業者等に代わつてその措置を執ることができる者を自動販売機管理者又は自動貸出機管理者（以下「自動販売機管理者等」という。）として置かなければならない。

追加〔昭和五七年条例三八号〕、一部改正〔平成六年条例八号・八年三一号・二三年四九号〕

(自動販売機等の設置の届出等)

第十四条 図書等又は特定玩具等を販売し、又は貸し付けるために自動販売機等を設置しようとする自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとにあらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 自動販売業者等の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
- 二 自動販売機等の設置場所
- 三 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所
- 四 前条の規定により、自動販売機管理者等を置く場合は、当該自動販売機管理者等の氏名、住所及び電話番号
- 五 自動販売機等の設置予定年月日
- 六 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける図書等又は特定玩具等の種類
- 七 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

- 2 前項の規定による届出をした自動販売業者等（次項及び第四項において「届出業者」という。）は、当該届出に係る同項第二号に掲げる事項について変更をしようとするときはあらかじめ、当該届出に係る同項第一号、第三号、第四号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは変更の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。
- 3 届出業者は、届け出た自動販売機等の設置を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 届出業者は、届け出た自動販売機等を設置した場合は、直ちに、第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 5 前項の規定は、第二項の規定による届出をした自動販売業者等について準用する。

追加〔昭和五七年条例三八号〕、一部改正〔平成六年条例八号・八年三一号・二三年四九号〕

(自動販売機等への有害図書等及び有害玩具等の収納の禁止)

第十五条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等に有害図書等及び有害玩具等を収納してはならない。

2 自動販売業者等又は自動販売機管理者等は、当該自動販売業者等の設置する自動販売機等に収納されている図書等又は特定玩具等が有害図書等又は有害玩具等に指定されたときは、直ちに、当該図書等又は特定玩具等を撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書等又は有害玩具等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等の設置場所を提供している者に対し、必要な勧告をすることができる。

追加〔昭和五七年条例三八号〕、一部改正〔平成六年条例八号・八年三一号・二三年四九号〕

(自動販売機等に係る営業に関する図書等の陳列等の制限)

第十五条の二 自動販売業者等は、自動販売機等に係る営業に関し、図書等を陳列し、掲出し、又は表示しようとする場合において、当該図書等に第九条第一項各号のいずれかに該当する部分が含まれるときは、当該部分が見えるように陳列し、掲出し、又は表示してはならない。

2 知事は、自動販売業者等が前項の規定に違反して図書等を陳列し、掲出し、又は表示していると認めるときは、その者に対し、当該図書等の陳列、掲出又は表示の方法の変更を勧告することができる。

追加〔平成八年条例三一号〕

(適用除外)

第十六条 第十三条から前条までの規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風俗営業法」という。)の規定により青少年を客として入場させることが禁止されている場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)の屋内で、かつ、外部から図書等又は特定玩具等の購入又は借受けをすることができない場所

二 屋内で、かつ、青少年が有害図書等又は有害玩具等の購入又は借受けをすることがないよう適正に管理するための者が配置されている場所

全部改正〔平成八年条例三一号〕、一部改正〔平成一三年条例六二号・一七年二二号・二三年四九号〕

(特定薬品類等の販売の制限等)

第十七条 知事は、身体に催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻ひ等の状態(以下「催眠等の状態」という。)をひき起こさせる作用を有する薬品類等で、それを濫用することにより青少年の健康を害し、自制力を失わせるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該薬品類等を特定薬品類等として規則で定めることができる。

2 何人も、青少年が催眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用しておそれがあることを知って、青少年に特定薬品類等を販売し、又は贈与してはならない。

3 何人も、催眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用することを青少年に勧誘し、又は強要してはならない。

追加〔昭和四六年条例六二号〕、一部改正〔平成六年条例八号〕

(有害広告物の指定及び掲出等の禁止)

第十八条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第九条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を有害広告物として指定することができる。この場合において、同条第三項の規定を準用する。

2 何人も、次の各号に掲げる場所を除き、有害広告物を掲出し、又は表示してはならない。

一 青少年入場禁止場所の屋内で、かつ、外部から見えない場所

二 前号に掲げるもののほか、青少年の入場が禁止されている旨の表示がされ、青少年が入場することがないよう適正に管理するための者が配置されている場所の屋内で、かつ、外部から見えない場所

3 広告主又は広告物の管理者(次項において「広告主等」という。)は、当該広告主の掲出し、又は表示した広告物(前項各号に掲げる場所に掲出し、又は表示したものを除く。)が有害広告物に指定されたときは、速やかに、当該広告物を除去し、又はその内容を変更しなければならない。

4 知事は、広告主等が前項の規定に違反して有害広告物を除去しないと認めるとき、又はその内容を変更しないと認めるときは、当該広告主等に対し、当該有害広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

全部改正〔平成八年条例三一号〕

(有害な散らし等の頒布の制限)

第十八条の二 何人も、散らしその他これに類する印刷物であつて有害図書等であるものを、現に居住の用に供する建物に、戸別に頒布してはならない。ただし、十八歳以上の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が当該有害図書等を容易に見ることができない方法で頒布する場合は、この限りでない。

追加〔平成八年条例三一号〕

(利用カードの売買等の禁止)

第十八条の三 何人も、青少年に対し、利用カードを売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カードに記載された電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

追加〔平成八年条例三一号〕、一部改正〔平成一三年条例六二号〕

(自動販売機への利用カードの収納の禁止)

第十八条の四 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機については、適用しない。

- 一 青少年入場禁止場所の屋内で、かつ、外部から利用カードの購入をすることができない場所
- 二 屋内で、かつ、青少年が利用カードを購入することがないよう適正に管理するための者が配置されている場所

追加〔平成八年条例三一号〕、一部改正〔平成一三年条例六二号〕

(質物の受入れ、古物の買受けの制限等)

第十九条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋又は古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商は、青少年から物品を質にとつて金銭を貸し付け、又は古物を買受けしてはならない。ただし、青少年が保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他の者であつて、青少年を現に監督保護をするものをいう。第二十三条及び第二十三条の二において同じ。)の委託を受け、又は同意を得たと認められたときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないようにしなければならない。

一部改正〔平成六年条例八号・七年五七号・一七年二二号・二三年四九号〕

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十九条の二 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

追加〔平成一七年条例二二号〕

(有害となる行為への勧誘の禁止)

第十九条の三 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年が着用した下着又は青少年の唾液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- 二 風俗営業法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 風俗営業法第二条第一項第一号に規定する営業の客となるように勧誘すること。

追加〔平成一七年条例二二号〕、一部改正〔平成二七年条例六九号〕

(みだらな性行為等の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、風俗営業法第二条第六項第一号から第三号まで又は第七項第一号に規定する営業に関し

青少年を客に接する業務に従事させる目的で、青少年に性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

全部改正〔平成一七年条例二二号〕

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

第二十一条 旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(次条において「旅館業」という。)、風俗営業法第二条第一項に規定する風俗営業、風俗営業法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、前条第一項に規定する行為、とばく、麻薬若しくは覚せい剤の使用、医療目的以外の催眠剤の使用又は催眠等の状態を得るような用法による特定薬品類等のみだりな使用(次項において「有害行為」という。)が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、有害行為が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

一部改正〔昭和四六年条例六二号・五七年三八号・五九年三三号・六〇年三六号・平成六年八号・八年三一号・一〇年四七号・一三年六二号・一七年二二号〕

(旅館業者の通知義務)

第二十二条 旅館業を営む者は、客として宿泊した青少年が明らかに保護を要すると認められるときは、速やかに警察官に通知しなければならない。

一部改正〔平成六年条例八号〕

(深夜外出の制限)

第二十三条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後十一時から翌日の午前四時までをいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。

一部改正〔平成六年条例八号・一七年二二号〕

第二十三条の二 何人も、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、又は保護者の委託若しくは承認その他正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかないし、又はとどめてはならない。

追加〔平成一七年条例二二号〕

(深夜における入場の禁止等)

第二十三条の三 次の各号に掲げる営業を営む者は、当該営業を営む施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

二 客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせる営業又はインターネットの利用をさせる営業で、区画された客席を設けて営むもの

2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において当該営業を営む場合は、当該営業を営む施設への深夜における青少年の入場を禁止する旨を当該施設に入場しようとする者の見やすい箇所に表示しなければならない。

追加〔平成一七年条例二二号〕、一部改正〔平成二一年条例一九号〕

(立入調査等)

第二十三条の四 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所(自動販売機等の設置場所を含む。)に立ち入つて調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 当該職員が第一項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

追加〔平成二三年条例四九号〕

第三章の二 インターネットの適切な利用のための環境の整備

追加〔平成二三年条例四九号〕

(インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務)

第二十三条の五 青少年の保護者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第二項に規定する保護者をいう。次条において同じ。）は、インターネットに接続する機能を有する機器を適切に管理することにより、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報（青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴をすることがないように努めなければならない。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等）

第二十三条の六 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及び携帯電話インターネット接続役務（同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の提供の開始又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して提供が行われている青少年有害情報フィルタリングサービスの内容の変更若しくは提供の中止を含む。）をする契約（以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年又は青少年インターネット環境整備法第十七条第二項の規定による申出をした青少年の保護者（その保護する青少年について同項の規定による申出をした保護者に限る。以下「申出保護者」という。）を相手方とする携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、青少年又はその保護者に対し、次の各号に掲げる事項を説明するとともに、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生じること。
  - 二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して提供をすることができる青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- 2 前項の場合において、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるために青少年が使用する機器が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有する機器であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年又はその保護者に対し、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を説明するとともに、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法により青少年が青少年有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生じること。
  - 二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供をすることができる青少年有害情報フィルタリングサービスの有無及びその内容並びに当該青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しても青少年有害情報の閲覧又は視聴を制限されない場合があること。
- 3 前各項に該当する場合を除くほか、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法のみによりインターネットに接続する機能を有する機器を使用して携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている青少年又は申出保護者に対して当該方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有する機器を販売する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、青少年又はその保護者に対し、前項各号に掲げる事項を説明するとともに、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 青少年の保護者は、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定によりその保護する青少年について青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該申出をする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに青少年が青少年有害情報の閲覧又は視聴をすることがないように保護者が適切に監督することその他の正当な理由を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて、青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項を記



載した書面若しくは記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告）

第二十三条の七 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第一項から第三項まで又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（勧告に従わない携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表）

第二十三条の八 知事は、前条の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所への立入調査等）

第二十三条の九 知事は、第二十三条の六第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条の七並びに前条第一項の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所に立ち入つて調査を行わせ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第二十三条の四第三項の規定は、第一項の規定による立入調査等について準用する。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務）

第二十三条の十 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むものを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

追加〔平成二三年条例四九号〕

（インターネットの適切な利用に関する啓発等）

第二十三条の十一 県は、事業者、関係団体等と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

追加〔平成二三年条例四九号〕

#### 第四章 協議会への諮問

追加〔平成六年条例八号〕、一部改正〔平成一四年条例一九号〕

第二十四条 知事は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ千葉県青少年問題協議会（次項において「協議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、第二号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

一 第七条の規定による推奨をしようとするとき。

二 第九条第一項、第十条第一項、第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による指定をしようとするとき。

三 第十条第二項又は第十二条第二項の規定により規則を定めようとするとき。

四 第十七条第一項の規定により特定薬品類等を規則で定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により指定をしたときは、速やかに協議会に報告しなければならない。

一部改正〔昭和四六年条例六二号・六〇年三三号・平成六年八号・八年三一号・一三年六

二号・一四年一九号・二一年一九号・二二年四二号]

## 第五章 雑則

追加〔平成六年条例八号〕

(申出及び通報)

第二十五条 何人も、第七条の規定による推奨若しくは第九条第一項、第十条第一項、第十二条第一項若しくは第十八条第一項の規定による指定をし、又は第十七条第一項の規定により特定薬品類等を規則で定めるべき旨を知事に申し出ることができる。

2 何人も、図書等又は特定玩具等の販売等、広告物の掲出その他の行為が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、これらの行為、場所等を知事に速やかに通報するよう努めるものとする。

一部改正〔昭和四六年条例六二号・五七年三八号・平成六年八号・八年三一号・二三年四九号〕

## 第二十六条 削除

〔平成二三年条例四九号〕

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成六年条例八号〕

## 第六章 罰則

追加〔平成六年条例八号〕

(罰則)

第二十八条 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 常習として第十五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第三項の規定に違反した図書等の販売等を業とする者

二 第十一条第三項又は第十八条第四項の規定による命令に従わなかつた者

三 第十二条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第二項若しくは第三項、第十八条第二項、第十八条の二、第十八条の四第一項、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条第一項又は第二十三条の三第一項の規定に違反した者

四 第十四条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十八条の三の規定に違反した利用カードの販売を業とする者

5 第二十三条の二の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第十九条第一項又は第二十一条第二項の規定に違反した者

三 第二十三条の四第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 第十二条第三項、第十七条第二項若しくは第三項、第十九条第一項、第十九条の二、第十九条の三、第二十条、第二十一条、第二十三条の二若しくは第二十三条の三第一項に規定する行為をした者、第十条第三項に規定する行為をした図書等の販売等を業とする者又は第十八条の三に規定する行為をした利用カードの販売を業とする者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

全部改正〔昭和四六年条例六二号〕、一部改正〔昭和五七年条例三八号・六〇年三六号・平成四年一六号・六年八号・八年三一号・一三年六二号・一七年二二号・二一年一九号・二二年四二号・二三年四九号〕

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条第二項から第四項まで又は第六項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

当該法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔昭和六〇年条例三六号・平成四年一六号・六年八号・八年三一号・一三年六二号・一七年二二号〕

(免責)

第三十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

追加〔昭和六〇年条例三六号〕、一部改正〔平成六年条例八号・一七年五六号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。
- 2 夜間における児童の保護に関する条例（昭和二十三年千葉県条例第百三号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした夜間における児童の保護に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年十月二十五日条例第六十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、改正後の千葉県青少年健全育成条例第十条の四第一項に規定する届出を、昭和五十八年四月三十日までに行わなければならない。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十四号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十三号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。（後略）

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十六号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月二十九日条例第八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四号に規定する図書等又は同条第五号に規定する特定がん具等を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、当該自動販売機について、平成六年七月三十一日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を知事に届け出なければならない。

- 一 改正前の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正前の条例」という。）第七条に規定する図書類を収納する自動販売機 改正後の条例第十四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 前号に規定する自動販売機以外の自動販売機 改正後の条例第十四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
- 3 前項の規定による届出（同項第一号の規定による届出にあつては、当該届出に係る改正前の条例第十条の四の規定による届出を含む。）は、改正後の条例第十四条第一項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第十条第二項又は第十二条第二項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則（平成七年十月十三日条例第五十七号）  
この条例は、平成七年十月十八日から施行する。  
附 則（平成八年十月十五日条例第三十一号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四号に規定する図書等又は同条第五号に規定する特定がん具等を貸し付けるために自動貸出機を設置している同条第六号に規定する自動販売業者等については、改正後の条例第十四条第一項に規定する自動販売業者等とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出を行った者については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十五条第一項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例第六条第八号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者については、改正後の条例第十八条の三第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 5 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業に係る営業所については、平成九年一月三十一日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十八条の三第一項の規定による届出をした場合にあつては、平成十年十二月三十一日）までは、改正後の条例第十八条の四第一項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第六条第七号に規定する広告物については、平成九年三月三十一日までは、改正後の条例第十八条の六第一項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に改正後の条例第六条第九号に規定する利用カードが収納されている自動販売機については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十八条の九第一項の規定は、適用しない。
- 8 改正後の条例第十八条の四第一項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則（平成十年十二月二十二日条例第四十七号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。  
附 則（平成十一年十月十九日条例第四十二号）  
この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日〔平成十一年一月一日〕から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十一日条例第六十二号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。（平成一三年一二月政令四一七号により、平成一四年四月一日から施行）

附 則（平成十四年三月二十六日条例第十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年七月一日から施行する。  
（千葉県行政組織条例の一部改正）
- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（平成十七年二月二十二日条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年九月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月六日条例第十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第十一号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第十八条の五第一項に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十一年六月一日までに」とする。

附 則（平成二十二年九月二十四日条例第四十二号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日条例第四十九号）

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。